

アスファルト混合物事前審査制度の審査機関の指定について

アスファルト混合物事前審査制度は、アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物を開発建設部長が指定するアスファルト混合物事前審査機関が事前に審査認定することにより、従来の工事毎、混合物毎に実施してきた基準試験練り等を省略できる制度です。

発注者(沖縄総合事務局、沖縄県)、施工者およびアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とするものです。

アスファルト混合物事前審査制度における審査機関の公募を行い、応募のあった者に対する厳正な審査の結果、下記のとおり審査機関を指定しました。

記

1. 審査機関

一般社団法人 沖縄しまて協会

2. 理由

配置予定技術者の経験及び能力、業務の実施方針、技術提案について審査を行った結果、アスファルト混合物の品質を確保し、公平な運営が可能と判断したため。

3. 審査機関の指定期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日